



## <償還払いの手続きについて>

表面の「対象となる方」で、令和8年4月1日以降に県外など助成券が使用できない医療機関等で産婦健康診査を受け、その費用を自己負担された方は申請を行うことで助成（償還払い）を受けることができます。

### STEP1

県外など助成券が使用できない医療機関等を受診し、産婦健康診査費用を全額支払う



### STEP2

最終の産婦健康診査を受診後、こども家庭・保健センターに郵送または窓口で請求する  
(産婦健康診査日の翌日から起算して1年以内にご請求ください)

#### ★ 還付による請求のときに必要なもの ★

1. 未使用の芦屋市の助成券  
エジンバラ産後うつ病質問票も記載して添付してください
2. 産婦健康診査費助成金請求書  
※ 振込先口座の記入が必要です。  
※ 口座名義人が申請者と異なる場合は押印が必要です。
3. 医療機関等発行の領収書・明細書(原本)
4. 母子健康手帳  
※ 郵送の場合は手帳の表紙と出産後の母体の経過のコピーを同封してください。

- ※ 芦屋市への転入前もしくは市外へ転出された後は、本市の助成対象とはなりません。
- ※ 他市区町村発行の受診券や請求書は、本市では使用できません。

芦屋市では、産婦の方々に産後の生活を健やかに過ごしていただくために、こども家庭・保健センターで保健師や助産師、管理栄養士による健康や育児についての相談も行っています。



### お問い合わせ先

芦屋市呉川町14番9号 保健福祉センター2階

こども家庭・保健センター

妊産婦担当

TEL: 0797-31-0611

FAX: 0797-31-0647

★窓口受付は、月～金曜日(祝日を除く)9:00～17:00です。

